鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第43号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下「削除項」という。)を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改正前
(特殊建築物の定期報告)	(特殊建築物の定期報告)
第5条略	第5条 略
	2 省令第5条第3項の規則で定める書類は、省令第
	1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる図書(屎尿
	浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。)及び
	法第12条第1項の規定による調査の結果を記載した
	<u>書類とする。</u>
<u>2</u> 略	<u>3</u> 略
3 省令第6条の3第2項第7号の書類について、同	
条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、	
<u>5年とする。</u>	
(建築設備等の定期検査)	(建築設備等の定期検査)
第6条略	第6条 略
2及び3 略	2 及び 3 略
4 省令第6条の3第2項第8号の書類について、同	
条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、	
<u>3年とする。</u>	
(許可等の申請)	(許可等の申請)
第13条 略	第13条 略
2 条例第3条ただし書の規定による許可の申請は、	2 条例第3条ただし書の規定による許可の申請は、
様式第7号による申請書に、省令第1条の3第1項	様式第7号による申請書に、省令第1条の3第1項
の表一の(い)項に掲げる図書( <u>付近見取図及び配</u>	の表一の(い)項に掲げる図書( <u>各階平面図及び屎尿</u>
<u>置図に限る</u> 。) を添付してしなければならない。	<u>浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く</u> 。)を添

- 3 条例第4条ただし書、第6条第1項ただし書若し 3 条例第4条ただし書、第6条第1項ただし書若し くは第2項ただし書又は第9条ただし書の規定によ る認定の申請は、様式第8号による申請書に、省令 近見取図、配置図及び各階平面図に限る。)を添付 付してしなければならない。 してしなければならない。
- | 付してしなければならない。
  - くは第2項ただし書又は第9条ただし書の規定によ る認定の申請は、様式第8号による申請書に、省令 第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書<u>(付</u> 第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書を添

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。